

『商標の登録出願行為を規範化するための 若干の規定』について

北京再言商標代理有限公司

商標代理人 馬 彦華

中国商標法の改正（第4回、2019年11月1日より施行）に合わせ、その改正内容についてより具体的に規定し明確化するために、国家市場監督管理総局は『商標の登録出願行為を規範化するための若干の規定』（中華人民共和国国家市場監督管理総局第17号令）を公表した。この規定は2019年10月10日に国家市場監督管理総局2019年第13次局務会議にて可決され、2019年12月1日より施行されている。規定は合わせて19条あり、使用を目的としない悪意の商標出願の判断要素を列挙し、商標権を取得するには実質的な必要性を有すること、信用誠実原則を順守すること、商標の使用を目的としない悪意の出願を拒絶することなどをより強調し、悪意の商標出願人及び悪意の商標代理機構に対する罰則をより明らかにし、知的財産権管理部門、市場監督管理部門及び商標代理業界組織の責任と義務などを強調する内容となっている。

具体的な内容は以下の通りである。なお、この規定の完全性を保持しその全文内容をご理解いただくため、●で規定の趣旨を記載するが、各条文の内容をそのまま記載する。尚、条項の和訳は仮訳である。

●商標権を取得するためには実質的な必要性を有することを強調したもの。

第1条 商標の登録出願行為を規範化し、悪意の商標出願を規制し、商標の登録管理秩序を維持し、社会の公共利益を保護するために、『中華人民共和国商標法』（以下、商標法と略称する）と『中華人民共和国商標法实施条例』（以下、商標法实施条例と略称する）に基づき、本規定を制定する。

第2条 商標登録出願は、法律、行政法規及び部門規則の規定を順守し、商標権を取得する実質的な必要性を有していなければならない。

●信用誠実を順守しなければならないことを強調し、信用誠実原則に反する行為を具体的に例挙して規定したもの。

第3条 商標登録出願は信用誠実原則を順守しなければならない。次に掲げる行為を有してはならない。

- (一) 商標法第4条に規定される使用を目的としない悪意の商標登録出願に該当すること。
- (二) 商標法第13条に規定される他人の著名商標を複製、模倣または翻訳するものに該当すること。
- (三) 商標法第15条に規定される代理人、代表者が権限を授けられず、被代理人又は被代表者の商標を登録出願すること、契約、取引関係またはその他の関係があり、他人の先行使